

規則等の案の概要

1 規則等の案の題名

静岡市墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可に関する審査基準の改正について（案）

2 規則等を定める根拠となる法令の条項

墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号）

3 改正の趣旨

墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」といいます。）の経営については、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とし、都道府県知事の許可を受けなければこれを行うことができないとされています。静岡県知事の委任により、静岡市内で墓地を経営しようとする場合は、静岡市長の許可が必要であり、許可の要件については「静岡市墓地等の経営の許可等に関する条例」（平成15年条例第180号）（以下「条例」といいます。）で定めているところです。この許可の取り扱いに関し定めた審査基準は、平成22年度の制定から10年以上が経過したため、社会情勢の変化に適合させる等のため、今回改正を行うものです。

4 規則等の案の内容

- 条例第4条第1号の「飲料水を汚染するおそれがないと認められる場所」とは、水道の水源又は飲用井戸等を汚染する可能性が客観的に認められない場所をいい、そのような場所に当たるかどうかは、墳墓と水道の水源又は飲用井戸等の距離及び位置並びに死体を埋葬する方法のほか、必要に応じ実施した調査によって判明した事情その他の一切の事情を総合的に考慮して判断します。
- 条例第4条第2号の「地すべり、出水等の災害のおそれの少ない場所」とは、次に掲げる土地を含まない場所をいいます。
 - 静岡県建築基準条例（昭和48年静岡県条例第17号）第3条各号により指定された災害の発生の恐れのある区域内の土地
 - 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第3条第1項の地すべり防止区域内の土地
 - 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第8条第1項の規定により設定された津波浸水想定において、1.5メートル以上の浸水深が想定される区域内の土地
 - 水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項又は第2項の規定に基づき指定された洪水浸水想定区域のうち、5メートル以上の浸水深が想定される区域内の土地
- 条例第5条第1項第1号の「垣根等」とは、外からの視線をある程度遮ることができるものであることを要するものとします。

4 条例第5条第1項第3号ただし書の「公衆衛生上支障がないと認められる場合」とは、その墓地の近接した場所にごみ処理設備若しくは給水設備が設けられており、かつ、それらのごみ処理設備若しくは給水設備をその墓地のために使用することができると認められる場合又は周囲の状況等から墳墓の周囲や通路に雨水及び汚水が滞留する可能性がないと客観的に認められる場合をいいます。

5 条例第5条第1項第4号の「管理事務所」とは、墓地の維持管理及び墓地に係る事務処理等を支障なく行うことができる建築物であることを要するものとします。

また、同号ただし書の「周囲の状況により必要がないと認められる場合」とは、その墓地の近接した場所に管理事務所が設けられており、かつ、その墓地の維持管理及びその墓地に係る事務処理等を支障なく行うことができると認められる場合又はその墓地の近接した場所に便所若しくは駐車場が設けられており、かつ、それらの便所若しくは駐車場をその墓地のために使用することができると認められる場合をいいます。

6 条例第6条第1号の「耐火構造」とは、耐火構造（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第7号の耐火構造をいう。）、準耐火構造（同条第7号の2の準耐火構造をいう。）又は防火構造（同条第8号の防火構造をいう。）に相当する構造であって、内部の納骨設備には、不燃材料（同条第9号の不燃材料をいう。）を用いることを要するものとします。

7 条例第6条第4号ただし書の「周囲の状況により必要がないと認められる場合」とは、その納骨堂の近接した場所に管理事務所が設けられており、かつ、その納骨堂の維持管理及びその納骨堂に係る事務処理等を支障なく行うことができると認められる場合又はその納骨堂の近接した場所に礼拝に必要な施設、休憩所、便所若しくは駐車場が設けられており、かつ、それらの礼拝に必要な施設、休憩所、便所若しくは駐車場をその納骨堂のために使用することができると認められる場合をいいます。

5規則等を施行する時期(予定)

令和6年4月